

第5章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備等

第1 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター」を発足させた。同センターでは、中長期的観点から、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行うまでの理論的・実証的な基礎を強化するため、独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て、研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2 ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターでは、競争政策上の先端的な課題について、学識経験者等が、所長、主任研究官、公正取引委員会の職員等と議論しながら、執筆者の名義・責任の下にディスカッション・ペーパーを公表してきている。令和4年度においては、8本のディスカッション・ペーパーを公表した（第1表参照）。その内容は競争政策研究センターのウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>）上に全文が掲載されている。

第1表 ディスカッション・ペーパー（令和4年度公表分）

公表年月日	タイトル・執筆者（注）
1 4. 5. 20	「プラットフォームによる自己優遇に関する経済学文献のレビュー」 橋高 勇太（神戸大学大学院経済学研究科日本学術振興会特別研究員（PD）・競争政策研究センター客員研究員） 佐藤 進（一橋大学経済研究所講師・競争政策研究センター客員研究員） 善如 悠介（神戸大学大学院経営学研究科准教授・競争政策研究センター客員研究員）
2 4. 5. 20	「モバイルアプリの市場画定と市場支配力評価の経済分析」 川口 康平（香港科技大学商学院経済学部助理教授・競争政策研究センター客員研究員） 黒田 敏史（東京経済大学経済学部准教授、経済産業省デジタル取引環境整備室経済分析企画専門官・競争政策研究センター客員研究員） 佐藤 進（一橋大学経済研究所講師・競争政策研究センター客員研究員）
3 4. 5. 20	「『能率競争』概念からみた優越的地位の濫用の公正競争阻害性に関する一考察」 田辺 治（競争政策研究センター次長・公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官）
4 4. 11. 30	「日本の製造業における市場集中度と競争環境」 五十嵐 俊子（公正取引委員会事務総局官房総務課経済分析室長） 本多 純（公正取引委員会事務総局官房総務課経済分析室室長補佐）
5 4. 12. 9	「An Attempt to Draw Implications about Economic Analysis in Antitrust Cases」 上續 高裕（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室係長） 下津 秀幸（公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室長）

公表年月日	タイトル・執筆者（注）
6 4. 12. 23	「巻頭言「デジタル・プラットフォーム事業者によるエコシステム形成・拡大について」」 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） 植田 真太郎（公正取引委員会事務総局官房総務課経済分析室室長補佐） 中田 健介（公正取引委員会事務総局官房総務課係長）
7 4. 12. 23	「Google-Fitbit の経営統合を手掛けた混合型合併の検討」 中川 晶比児（北海道大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員） 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長）
8 5. 3. 31	「Should Platforms be Held Liable for Defective Third-Party Goods?」 善如 悠介（神戸大学高等学術研究院卓越教授 兼 経営学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員）

(注) 執筆者の役職は公表時点のものである。

3 イベントの開催

(1) シンポジウム

競争政策研究センターでは、競争政策に関する国内外との交流拠点の機能を果たすため、海外の競争当局担当者や国内外の学識経験者を迎えたシンポジウムを開催している。令和4年度においては、2件のシンポジウムを開催した（第2表参照）。

第2表 シンポジウムの開催状況（令和4年度）

開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
1 4. 12. 2	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] 大阪弁護士会、大阪商工会議所、(一社) 電子情報技術産業協会、神戸大学科研「プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築」、(公財)公正取引協会 [後援] (公社) 関西経済連合会	第5回大阪シンポジウム「デジタルプラットフォームによるエコシステム」 [講演者] 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授） Annabelle Gawer（サリー大学デジタルエコノミーセンター教授） 善如 悠介（神戸大学高等学術研究院卓越教授 兼 経営学研究科教授） [モデレーター] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） [パネリスト] Annabelle Gawer（サリー大学デジタルエコノミーセンター教授） 善如 悠介（神戸大学高等学術研究院卓越教授 兼 経営学研究科教授） 小林 慎太郎（㈱野村総合研究所 ICT メディアコンサルティング 部パブリックポリシーグループグループマネージャー） 酒匂 景範（弁護士法人大江橋法律事務所パートナー弁護士） 泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授）

開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
2 5. 2. 17	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] （株）日本経済新聞社、 (公財) 公正取引協会	第21回国際シンポジウム「メタバースと独占禁止法・競争政策」 [講演者] Hyun Baro (LunaTone Inc. Founder/CEO) 伊永 大輔（東北大学大学院法学研究科教授） Daniel Francis (ニューヨーク大学法学部 Assistant Professor) [モデレーター] 増田 雅史（森・浜田松本法律事務所パートナー弁護士） [パネリスト] Hyun Baro (LunaTone Inc. Founder/CEO) 伊永 大輔（東北大学大学院法学研究科教授） Daniel Francis (ニューヨーク大学法学部 Assistant Professor)

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

（2）公開セミナー

競争政策研究センターは、国内外の学識経験者・有識者を講演者とし、主として学術関係者を対象として、アカデミックな議論を深めることを目的として、公開セミナーを開催している。令和4年度においては、1件の公開セミナーを開催した（第3表参照）。

第3表 公開セミナーの開催状況（令和4年度）

開催年月日	主催者	テーマ・講演者等（注）
1 5. 3. 8	[主催者] 公正取引委員会	第51回公開セミナー「日米欧におけるデジタル市場への対応の進展」 [講演者] Vera Pozzato (欧州委員会競争総局 Policy Officer, Antitrust Case Support and Policy) Hans Zenger (欧州委員会競争総局 Head of Unit, Economic Analysis) Andrew Heimert (米国連邦取引委員会 Counsel for Asian Competition Affairs, Office of International Affairs) 池田 大起（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室室長補佐） [コメンテーター] 池田 肇（池田・染谷法律事務所代表パートナー）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

（3）CPRCセミナー

競争政策研究センターは、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演（CPRCセミナー）を隨時開催している。

（4）BBL（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演（BBLミーティング）を隨時開催している。

第2 競争政策・法執行における経済分析の活用

1 「経済分析室」の設置について

デジタル市場における競争促進の観点から、反競争的行為への厳正・的確な対処、実態調査の継続的な実施、海外競争当局との連携等に取り組むとともに、外部人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の整備等、デジタル・経済分析・審査情報解析分野における公正取引委員会の体制を強化する（「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定））とされていること等を踏まえ、当委員会は、独占禁止法等の執行・競争政策の立案の基盤となり得る質の高い経済分析を行う体制を強化するため、令和4年4月1日、「経済分析室」を設置した。

「経済分析室」では、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等における経済分析業務を専門に担当し、法執行及び政策立案への経済分析の一層の活用を図ることとしている。

2 「経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項」の策定について

近年、独占禁止法違反被疑事件審査や企業結合審査において、事業者等が、自らの主張を裏付けるために、コンサルティング会社や大学等に所属する経済学等に関する専門家に委託するなどによって実施した経済分析の結果をまとめた報告書（以下「経済分析報告書」という。）を公正取引委員会に提出するケースが出てきている。また、今後、これ以外の場合においても独占禁止法の適用に関連して経済分析が実施されることが想定される。適切な内容の経済分析報告書が適時に提出された場合には、当委員会が、事業者等の主張の内容を的確に理解し、評価することが可能となり、ひいては事案をより実態に即して判断することができるようになり、さらにはより迅速に事件の解明や企業結合審査の結論がもたらされる場合もある。

公正取引委員会が、事業者等から提出された経済分析報告書をどのような場合に適切な内容のものであると評価するかについて明らかにすることは、審査の透明性や予見可能性を高めるため、事業者等にとって有益である。このような観点から、当委員会は、これまでの独占禁止法違反被疑事件審査や企業結合審査において事業者等から提出された経済分析報告書及び当委員会の経済分析に関する実務を踏まえ、また、国際的取れんの観点から、いくつかの海外当局において公表されている経済分析及びデータの提出に関するベストプラクティス等も参照の上、「経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項」を策定し、令和4年5月31日に公表した。

本留意事項は、事業者等から公正取引委員会に対して提出される経済分析報告書が踏まえていることが望ましいと考えられる原則・構成等をまとめるとともに、当委員会が独自に経済分析を実施するために依頼するデータの提出や、当委員会と事業者等との間の経済分析報告書に関する意思疎通に当たっての留意事項の内容を整理している。

(詳細については令和4年5月31日報道発表資料「経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項」の策定について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12366705/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531keizaibunseki.html>



3 経済分析の活用状況

公正取引委員会では、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等において、経済分析の活用を図っている。

令和4年度に結果を公表した独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等のうち、経済分析を活用し、かつ、その内容を公表したものは、次のとおりである。

<企業結合審査>

- マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合に関する審査結果について（令和5年3月28日公表。第6章第6参照）

<各種実態調査>

- クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書について（令和4年6月28日公表。第4章第3(3)参照）
- 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について（令和4年12月27日公表。第9章(1)参照）
- モバイルOS等に関する実態調査報告書について（令和5年2月9日公表。第4章第3(4)参照）